

練馬区地域福祉計画推進委員会 第3期第2回権利擁護部会

1 日 時 令和5年10月30日(月)午前10時00分～11時20分

2 場 所 練馬区役所20階 交流会場

3 出席者

【委員】

飯村部会員、上山部会員、瀬谷部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、
轡田部委員、酒井部会員、佐藤部会員(以上9名)

【区出席者】

福祉部管理課長、高齢者支援課長(代理)、障害者施策推進課長、保健予防課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 開会

(2) 現行計画での取組み報告

(3) その他

(4) 閉会

部会長 皆様、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、第3期第2回 練馬区地域福祉計画推進委員会の権利擁護部会を始めます。まず、事務局から委員の出席状況と資料確認をお願いいたします。

事務局 部会員の出席状況をお知らせいたします。現在、9名出席されています。傍聴の方はいらっしゃいません。会議の議事録については、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、皆様にメール等でお送りしますので、ご確認をお願いいたします。つづいて、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

部会長 ありがとうございます。

それでは、区の職員の自己紹介をお願いいたします。

(区職員自己紹介)

部会長 ありがとうございます。それでは、次第2「現行計画での取組み報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料2-1をご覧ください。中核機関の取組みについてのご報告です。

1 事業内容についてです。中核機関は、相談支援やネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。区では、権利擁護センターが令和2年度から中核機関を担っております。

2 これまでの取組みです。令和2年度からの中核機関の取組みをご報告いたします。

1点目、ねりま成年後見ネットワーク連絡会の参加者を、当事者団体、NPO法人や医療機関にも広げ、ネットワークの強化に取り組みました。当初は福祉事務所や地域包括支援センターなど限られた機関の出席でしたが、参加者を広げて情報交換などを行ってきま

した。

2点目、コロナ禍ということ踏まえ、オンラインにより各種会議や相談支援を実施してまいりました。相談支援は、親族等の相談についてオンラインを取り入れ、海外にいらっしゃる親族の方ともオンラインを通じて相談を行ったと聞いております。

3点目、講演会についてです。こちら、オンラインを活用して周知・啓発などに取り組んでおります。

4点目、市民後見人等養成研修についてです。説明会を毎年実施しており、研修も毎年20種類以上という充実した内容のカリキュラムを組んで、養成に取り組んでいます。また、研修を区民に公開することで、成年後見制度や市民後見人の周知に取り組んできました。

つづいて、3 実績についてです。こちらは、令和2年4月から令和5年9月までの実績を記載しています。

1点目、相談の受付です。こちらは、権利擁護センター全体の相談の受付件数になっており、年々増加傾向にあります。相談の内容としましては、検討支援会議などで取り上げられたケースで中核機関として継続的に関わっている相談や、後見人候補者の紹介、病院の相談員や保健師からの相談、また、市民後見人の相談などを受けているという内容になっています。

2点目、ねりま成年後見ネットワーク連絡会が累計6回、検討支援会議が累計37回となっております。

つづいて、市民後見人登録者数が累計81人、受任件数が29人となっております。市民後見人については、養成研修の修了後に登録され、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動をしていただいています。受任については、専門職の方からのリレーや地域福祉権利擁護事業からの移行などで受任しておりまして、市民後見人の受任が適しているケースについては積極的に調整しているという状況です。

つぎに、ねりま後見人ネットだよりの発行が累計7回、親族後見人への個別の相談受付累計778件となっております。

最後に、成年後見制度利用促進協議会の開催が累計17回です。こちらの協議会は、中核機関の取組みの報告や市民後見人、法人後見の受任について、委員の皆様からご意見をいただいているという内容となっております。

今回、現行計画の取組みの報告をさせていただいておりますが、来年度から新しい計画の策定期間に入ってまいりますので、令和2年度からの取組みをおさらいするという狙いを持ちまして、このようなご報告をさせていただいております。資料2-1の説明は以上です。

部会長 ありがとうございます。全国的に見ますと、まだ中核機関を設置していない市町村もありますが、練馬区はかなり早い時期から三士会の先生方や当事者団体の方々のご協力もあって、設置について検討することができていたかと思えます。一方で、実績の件数だけではなかなか図れないような様々な問題があるということも、皆様はご承知かと思えます。説明についてご質問などはありますでしょうか。

副部会長 相談受付件数の増加の件でお聞きします。令和5年度の半期ですでに8,000件ということは、このままですと16,000件ペースとなります。年々急激に増えている状況ですが、区ではきちんと対応を考えていらっしゃるのでしょうか。社協だけに任せておく

というのは、かなり難しい状況なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

管理課長 ご質問ありがとうございます。権利擁護センターでの相談件数は右肩上がりという状況で、成年後見制度だけではなく、終活に関する事など広く様々な相談があると把握しております。所管としては、窓口の処理能力ということについても考慮していく必要があると思っておりますし、相談の中身についても、どのような内容が多いのかということをお社協と共に分析しながら、今後進むべき道を考えていかなければいけないと考えているところです。今後について、区民の方の期待も大きいと思いますので、そちらに応えられるような体制を、社協と検討していきたいと考えています。

副部長 ぜひ、社協からも現場の状況をお知らせいただくとありがたいです。

部会員 中核機関として、検討支援会議を毎月開催するにあたって連絡調整やケース等の検討、また、ネットワーク連絡会など、それらを積み重ねることで私たちの役割を皆さんに知ってきていただき、相談も多くなってきていると感じています。また、法人後見を担っており、どうしてもそこに時間がかかってしまうといったところがあります。市民後見人の養成についても、研修を積み重ねて時間をかけながら養成していくことを丁寧にやっているつもりです。ですので、繰り返しになってしまいますが、そこに要する時間等も含めて人員がかかってしまうと感じています。

相談については、丁寧にやればやるほど時間がかかりますし、また、そのほかに職員の訪問も業務の大きな部分を占めていますので、人員の体制を整えていただきたいと現場としては思っております。

副部長 中核機関が機能するかしないかは、非常に大事なところだと思います。区として中核機関を社協にお願いしているということなので、しっかりサポートしていただきたいと思います。

部長 これについて、例えば体制整備というところで人の配置というのはなかなか厳しい状況ではないかと思えます。公表できる範囲で、どのあたりが難しいとか何かありますか。あるいは、他との調整などで課題になっていることがありましたらお知らせいただけたらと思います。

管理課長 このあと報告がありますが、東社協委託事業の地域福祉権利擁護事業について、かなり大変な業務だと認識していますが、それに対する東社協のサポートが足りないのではないかと考えています。区としては、その委託料に補助金を上乗せしているところです。

部会員 中核機関としてもっとサポートねりまが担っていますが、それだけでは練馬区の人口を考えると難しいと感じます。今後、人員を育成して、その人たちが後見活動を含めて権利擁護事業に邁進できるようにしていくことが必要かと思えます。すぐに育成することは難しいかと思えますが、3年後、4年後には非常に良い体制になるのではないかと思えますので、そのようなビジョンを示すことが必要だと思います。

管理課長 貴重なご意見ありがとうございます。社協と共に検討していきたいと思えます。

部長 的確なご指摘かと思えますので、ぜひご検討いただければと思います。ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

部会長 それでは、資料2-2にまいります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料2-2をご覧ください。社協等による法人後見の実施についてです。

まず、事業内容です。後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるよう、令和2年度から社協において法人後見を開始しています。また、ほっとサポートねりまが区内NPO法人と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて当該法人の活動を支援しています。

2 これまでの取組みです。令和2年度から法人後見を社協で4件を受任しております。受任にあたっては、本人が望む生活が送れるよう関係機関や支援者と連携しながら必要な支援を行っています。

2点目、受任や後見業務が円滑に行えるよう、支援体制やマニュアルの整備を行いました。

3点目、区内NPO法人との懇談会を開催し、情報共有や意見交換を行いました。また、NPO法人が主催する講習会等への講師派遣や区民向け講演会をNPO法人と協働で開催しました。

3 実績についてです。法人後見受任件数は累計4件で、うち1件が被後見人の死亡により終了となりましたので、現在の受任ケースとその概要を掲載しております。

1件目が令和3年度に受任したケースです。こちらは、本人の精神的な状況も踏まえて法人後見が望ましいということで受任しております。現在は、法人後見支援員が月1回訪問を行っているという状況です。

2件目が地域福祉権利擁護事業からの移行ケースです。こちらは、ご本人だけでなく、今後、同じ世帯の方への支援も見込んで法人後見を受任しております。

3件目も同じく地域福祉権利擁護事業からの移行ケースです。こちらは、長く地権事業を利用されてきた方で、今後の支援を考えて法人後見の受任に至りました。

つぎに、NPO法人の支援についてです。講習会等への講師派遣、講演会の開催など累計7回ございます。懇談会の開催は累計5回となっております。懇談会では、NPO法人から社協へ、法人後見の実施状況についての質問や、講演会などを社協と協働で実施して地道な活動を行って信頼を得ていきたいというようなご意見がありました。資料2-2についてのご報告は以上です。

部会長 ありがとうございます。こちらにつきまして、ご質問などはありますか。

部会員 まず質問させていただきたいのですが、法人後見支援員というのは、いわゆる生活支援員とは違うのでしょうか。

部会員 生活支援員を担っていただきながら市民後見人になっていただくというところで養成しています。その中で、法人後見についても法人後見支援員として市民後見人の中から担っていただくという流れでなっております。

部会長 生活支援員と法人後見支援員とで、同一になることもあるということですね。

部会員 そのとおりです。

部会員 市民後見人の養成講座を受けた方が、法人後見支援員になっていらっしゃるということでしょうか。

部会員 はい。市民後見人になっていただくまでに、まずは生活支援員として地域福祉権利擁護事業の中で活動していただきます。その後、実際に市民後見人の相談があったと

きに、その方の状況も見ながら調整をして、後見人の活動をしていただくという流れになっております。併せて、法人後見についても、支援員の中でマッチングできそうな方をお願いをするという流れです。

部会員 例えば、1のケースを担当される方というのは、もう決まっている方ということでしょうか。

部会員 はい。職員、支援員ともに担当が決まっています。

部会員 法人後見支援員は、1件につき何人の担当が就いていますか。

部会員 支援員は1人です。

部会員 市民後見人としてまず研修を受けて、研修が終了したら生活支援員を経験して、その後、市民後見人になるということですね。

部会員 そのとおりです。

部会員 実際に市民後見人として活動している方は、何人いらっしゃいますか。

部会員 登録者数が81人で、受任件数が29件です。

部会員 わかりました。生活支援員と市民後見人の違いがよくわからないところがありましたので伺いました。

部会長 生活支援員は、後見人にはなっていないくて生活支援員だけという方も含まれているかと思います。ほかはいかがでしょうか。

部会員 最後のところに書いてありますNPO法人への支援という項目について、講習会等への講師派遣、講演会の開催とありますが、これはNPO法人が依頼して実施しているということでしょうか。

事務局 NPO法人から社協に依頼がありまして、社協から講師の派遣を行っているということです。

部会員 わかりました。ありがとうございました。

副部会長 先ほどの話の続きになりますが、社協からご説明があったように、今、社協のマンパワーが限界に来ていると私自身は認識しています。練馬区は、事業の中に「社協等」として、社協以外にも団体があるということが非常に重要な練馬区らしさだと感じます。NPO法人への支援ということで、下の方に書いてあると思うのですが、今後は、法人後見を受任していただけるNPO法人を育てていく必要があると思います。社協がそれも担うということだと、さすがに社協もかなりきつい状態になってくると思います。市民後見人と法人後見というのは、今、受け皿を広げるという同じ方向を向いていますので、ぜひ、法人後見を受任していただけるNPO法人を増やすということをご検討いただけたらと思っています。

管理課長 育てるといようなお話で、具体的に言いますと、社協には法人後見を担っていただいている、区は補助金を交付しています。受任件数については、4件とのことですが、特に障害のある方など長期で支援が必要な方について、法人後見が必要というようなお話もあり、受任できる件数を増やしていく必要があると思います。それを社協だけに担っていただくというようなことではないと思っています。団体に対する支援でどのようなことができるのかについては、様々な検討の余地があるかと思っています。また、社協が先進的な団体として経験を伝えていただくというようなこと必要だと思っています。今後、地域福祉計画を策定していく中で、非常に重要なポイントになるのではないかと思います。

ますので、皆さんからご意見をいただきながら考えてまいります。

副部会長 資料に、NPO法人の支援ということで、講習会、講演会、懇談会が明記されていますが、利用促進基本計画では、市民後見人として登録した方々の活躍支援の場をつくっていくという流れになっています。それに基づいて、生活支援員や法人後見支援員を経験した方をNPO法人へ派遣して、そこで経験を積ませるというのも、法人への支援のひとつになるということも思いますので、可能かどうかも含めてご検討いただけたらと思います。

部会員 NPOの立場からですが、私どもは事務局スタッフとして実際に動いているスタッフが9~10名おります。その中で、法人として任意後見を現在3件受任しています。ご相談もいただくのですが、今の状況ですとこれ以上増やすというのは難しい状況です。私たちもスタッフを増やしたいという気持ちがあり、イベントがあるときにはスタッフ募集のチラシを配布しているのですが、なかなか難しいところがあります。また、現在、つながるカレッジの卒業生企画として、在校生の中で興味のある方に対して私たちの活動を説明するという企画をいただいている、そのような場でもアピールさせていただけるのはありがたいと感じています。私たちは任意後見のみですが、1つの案件に対して最低でも2人、大変な案件だと4人ほどで担当しており、丁寧に対応したいという気持ちがあるので、現時点でこれ以上の案件を受任するのは難しい状況となっています。

管理課長 様々なご意見をありがとうございます。人的支援の部分については、ひとつの可能性として検討を進めたいと思っております。区全体として法人後見の受け皿をどのようにして増やしていくかが大きな課題であると思っておりますので、ご意見を伺いながら様々な方法を検討して具体化していきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。

部会員 NPO法人との懇談会を年に2回程開催させていただいていて、その中で、今お話があったように生活支援員の派遣というお話もあります。我々としては、その状況は理解できる部分と、市民後見人になりたいと言って来られている方に対して、それぞれの団体に行ってくださいというのは、仕組みとして簡単なことではないと認識しています。ただ、団体の活動を紹介していく中で、実際に生活支援員や市民後見人として活動しながら団体に所属している方々もいらっしゃいます。現時点では、人を派遣することは簡単ではないという段階だと思っております。

部会員 団体の紹介をしていただけることだけでもありがたいと思っております。団体それぞれで良いところがあると思っておりますので、それらを生かして活動していけたら良いと思っております。

部会員 あと、情報交換をしている中で、それぞれの団体と社協とで、どのように工夫しているのかなどの情報交換をするというのは、非常に大事だと思っております。お互いに学び合って、日頃からも聞き合えるような関係性を今後もつくっていききたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。練馬区は非常に人口も多いので、潜在的な後見制度の利用者がたくさんいらっしゃると思いますが、市民活動として、担い手となって活躍をしたいと思っている方も多くいらっしゃるかと思います。後見制度そのものは大変難しい仕事ではありますが、区民の方が、どうしたらご負担なく担えるかということも含めて情報交換したり、将来的なビジョンのようなものを少しずつ計画化できるのであれば、これ

は新しい計画で盛り込むということもでき得るかと思えます。ぜひご検討いただいても良いかと思えます。

では、つづいて資料2-3について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料2-3 地域福祉権利擁護事業等の実施です。

1 事業内容です。認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を支援するという事業です。関係機関との連携や利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行するなど適切な支援につなげること、また、成年後見制度の利用に至る前の支援策として、高齢や障害、病気などにより金銭管理が困難な方を対象とした財産保全・手続き代行サービスを実施しています。

これまでの取り組みとしては、福祉事務所や地域包括支援センター、保健相談所、相談支援事業所などの関係機関や、地域団体、ケアマネ連絡会などに赴き、研修等を実施しております。また、定期的にパンフレットを送付するなどして周知普及を図っています。

つづいて実績です。地域福祉権利擁護事業の実績は、表に記載しています。新規契約者数は減少傾向にあります。年度末利用者数は、それほど増減はない状況です。新規契約については、包括支援センターやケースワーカーなどから相談があって契約につながるというケースがあります。また、解約については、後見人が選任された後で施設入所等により親族が支援することになったなどの理由で解約となっているという状況です。引き続き、支援機関などで周知して必要な人に支援が届くように取り組んでいきます。

つづいて契約ケース例を掲載しております。

1件目が、担当ケアマネジャーからの相談ケースです。呼吸不全で外出が困難で、親族の方も支援ができなくなった方で、本人が在宅生活を希望しているということで、地権の契約をしています。こちらは、生活支援員が月2回の訪問をしている状況です。

裏面をご覧くださいまして、2件目は地域包括支援センターからの相談ケースです。短期記憶の低下で金銭管理が困難となり契約に至りました。こちらも、生活支援員が月2回の支援を行っています。

3件目が、福祉事務所の担当ケースワーカーからの相談ケースです。お金や書類の管理のことなどで支援が必要ということで契約に至りました。こちらは、生活支援員の方が週に1回の支援を行っています。

つぎに、財産保全・手続き代行サービスです。新規契約者数は、令和4年度が7名、5年度が3名です。年度末利用者数も、それほど増減がない状況です。

つづいて、契約ケース例です。

1件目が、福祉事務所の担当ケースワーカーからの相談ケースです。喘息や腰痛などで外出が困難ということで、書類の手続きや生活費の払戻しをしてほしいという希望があり、契約に至っています。

2件目が、地域包括支援センターからの相談ケースです。腰痛で外出ができないため、高齢ですが認知能力の低下は見られないということで契約に至っています。

3点目が、ケアマネジャーからの相談ケースです。パーキンソン病により、本人が書類や手続について支援を希望したため、契約に至っています。

2件目のケースが、権利擁護センター職員が2か月に1回の支援を行っています。資料2-3の報告は以上です。

部会長 ありがとうございました。皆様からご質問やご意見はありますでしょうか。

部会員 1つ前の法人後見について、現在1件検討中のケースがあります。10月の成年後見制度利用促進協議会の中でもご報告させていただいてまして、受任件数が1件増える予定でございます。

部会長 ありがとうございます。地域福祉権利擁護事業の利用者が成年後見制度に移行していくケースは結構あると思います。そういった部分での業務量がまた増加しているところも、実情として皆様にご理解をいただけたらと思います。

部会員 地権事業は、新規件数が減少傾向にあるということで、その原因として考えられることがあれば教えていただきたいと思います。

部会員 数字で表れている契約者数というのは、昨年30件で、3年度が42件でしたのでその差はありますが、現場の感覚的に相談件数自体が減っているということはありません。ただ、相談の中で、地権ではなく後見が適しているということで、地権の新規契約に結びつかない事例があります。そのため、感覚としては減少しているということではなく、また、年度内利用者数は前年を上回っていると思いますので、ご理解いただければと思います。

部会長 契約成立に至るまで、かなりのやり取りがあって、判断能力の状況からすると、地権での契約は難しく後見の方が良いというようなケースもあると伺っていたりします。ほかはよろしいでしょうか。

部会員 地権に比べて、財産保全・手続き代行サービスの利用者が結構少ないというイメージがあります。私が活動の中でご相談を受けていると、おひとり暮らしでいろいろな手続をするのが難しくなった、金銭管理はできるけれど手続が必要なものなどが自分ではできない、というような方が多いという感覚があります。認知はしっかりしていても年を重ねるといろいろな手続は大変になると思います。そのような方は、手続き代行サービスを利用することはできるのでしょうか。また、地権に比べて相談自体が少ないのか、相談はあるけれどもなかなか結びつかないのか、そのあたりを伺いたいです。

部会員 相談の入り口としては、お困りごとを伺う中で、財産保全・手続き代行サービスが良いのか地権が良いのかということになってくるのですが、実際に「財産保全・手続き代行サービスを利用したい」というストレートな相談はあまり多くないのが現状です。このサービスはかなり古い練馬区の独自事業で、以前は契約者数でいうと10件程度でしたので、ここ10年ぐらいの推移で見るとこれでもかなり増えています。また、このサービスは、あくまでご本人の判断能力があるということ、手続の代行なのでご自身で指示ができることがポイントとなります。そういった部分で、実際に訪問をすると、地権の方が適しているのではないかとということも多くなってきています。資産状況については、利用料自体が地権に準じていて、地権と同等程度の資産状況ということでお受けしていますので、あまり高額資産がある方などは、事業としては該当しないというところもございます。

部会員 例えば任意後見は、契約相手が必要ですし、その契約に至るまでにいろいろと大変なところがあるので、なかなか契約に結びつかない方もいます。任意後見までなくても、日頃の手続だけでもカバーできるような仕組みがあると良いと思います。

部会長 ありがとうございます。これは大事なところかと思えます。成年後見制度は、任意後見も含めて厳格な手続が必要になります。ですが、利用者の方のニーズとしては、

もう少し身近に相談できたり郵便物を一緒に確認できたりなど、そのようなニーズに的確に応えられるような仕組みがあるかという、ほとんど見当たらない状況です。このあたりは、現場のニーズなどもいただきながら考えていく必要があると思います。

部会員 私どもが行っている電話相談の中で、ご本人やご家族からご意見を伺ったりしているのですが、制度というのは受け皿をつくるためには必要ですが、一般的に利用される方々にそれが浸透しているのかどうか、また、支援側が制度を理解できるだけの能力があるかどうかというのは、なかなか難しいところだと思います。その方々が、知識やいろいろなことをご存じでないと、相談があってもどこに結びつけるのかわからないという状況になることが結構あるような気がします。もちろん制度は必要ですが、もう少し制度の奥深くまで浸透できるような形ができると良いと感じています。わかりやすい、やさしい言葉で伝えられなければ、利用したいと思うようにはならないと思っています。

部会長 大変貴重なご意見をありがとうございました。周知という、パンフレットやホームページになっていますが、それらを見るのが難しい方たちにどう伝えていくのかという、現在は十分ではない部分があるかと思しますので、こうしたご意見をぜひ計画の中でも考えていくことが必要かと思えます。

では、最後に2-4 報酬助成について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2-4、成年後見人等に対する報酬助成についてご報告いたします。

1 事業内容です。成年後見制度を利用している方のうち、成年後見人等への報酬を支払うことが困難で一定の条件に該当する方に報酬を助成しています。

2 これまでの取組みです。

1点目、令和3年4月の要綱改正で、被後見人等が亡くなったあとの死後事務を行った期間も助成対象に含めることとしました。

2点目、令和4年4月の要綱改正で、助成のための経済的要件を明確化しました。

3点目、地域包括支援センターや専門職、医療機関などが参加するねりま成年後見ネットワーク連絡会等で、区の報酬助成の取組み状況や実績を周知しております。

3 実績についてです。令和2年度から申請件数は増加傾向にあります。こちらは、申請をいただいて助成をするという制度になりますので、引き続き、関係機関や相談窓口への周知が必要と考えております。説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。この件について、ご質問やご意見はありますか。

副部会長 私はこの助成を受けている立場なのですが、この制度は、まず助成の申込みをして申請が受け付けられ、その後、決定があって請求をし、それから振り込まれます。そうすると、二度、区とやり取りをしないといけない状況なのですが、これを一度で終わらせる方法を考えるのは難しいのでしょうか。

事務局 現在は、おっしゃるとおり申請をいただいて決定通知をお送りし、その後、振り込み先の口座情報をいただいてから振り込むという方法になっています。申請と同時に口座の情報を記載いただき、振り込みと同時に通知を発送するといった方法を検討してまいります。

副部会長 後見人に対する報酬の審判は、1年間経って家裁に報酬付与の申立てをして、

その審判が出て初めて報酬助成の申立てができるという仕組みです。現在、審判が出るのに大体2か月以上かかっています。その審判書が出てから、やっと報酬助成の申し立てができて、そこからさらに請求するという状態です。結局、時間がかかってしまうと使い勝手の悪い制度になるということもありますので、ぜひ、助成の決定が下りたらすぐに振り込まれるという仕組みが可能になると現場の人間としては非常にありがたいと思います。

部会長 ありがとうございます。もう少し合理的にできれば、区の事務作業も軽減できて、区民サービスになっていくと思います。手続を厳格にすることで、不正防止にもなりますが、一方で、本当に必要な人に必要なサービスが届かないということにもなってしまいます。良い仕組みになるよう、ぜひご検討をお願いします。

管理課長 区としてもDX化の取組みをしています。申請手続の軽減化は必要ですし、できるものはプッシュ型で給付していくということが、支援が行き届くために必要という認識で取り組んでおります。当然、報酬助成についても、そういった観点から事務の見直しをしていく必要があると思いますので、しっかりと検討していきたいと思います。

部会員 令和4年4月の要綱改正において、「助成のための経済的要件を明確化した」とありますが、これはどこを見ればわかるのでしょうか。

管理課長 ホームページに掲載していますので、ご覧いただければと思います。

部会員 専門職後見人等は、被後見人等ご本人の資力で報酬を負担できない案件の場合に自治体の報酬助成制度を利用していることが多いと思うのですが、区長申立ての案件で候補者を裁判所に一任する場合に、ご本人の資力が少なく報酬を負担出来るかどうか微妙な案件に関しては、報酬助成制度の利用が可能かどうかの見込みも情報として申立書に記載するなどして提供いただけますと、候補者を推薦する際の参考になると思います。また、しくみの制度等を利用して、自治体から専門職団体に直接、後見人等候補者の紹介を依頼することもあると思いますが、そのときの相談依頼票等にも報酬に関する事情や報酬助成制度等の情報を記載していただけますと、同様に、候補者を推薦するときの参考になると思いますので、ご検討いただきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。こちらもご検討いただくということで、よろしく願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

部会長 ありがとうございます。それでは、その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日、第1回部会でご案内しました地域福祉計画に関する調査について、皆様の机に調査票を置かせていただきました。調査への回答は、12月4日までをお願いしたいと思います。返信フォームでもご回答できますので、よろしくお願いいたします。

部会長 より良い計画のために、ご自身のご意見をお書きいただいてアンケートのご回答をよろしくお願いいたします。この件に関して、ご質問等はありませんでしょうか。

(なし)

部会長 では、本日の議題はこちらで終了です。次回日程について、事務局からお願いいたします。

事務局 次回は、来年3月15日(金)午後2時からを予定しております。会場は区役所本庁舎19階の会議室になります。年度末のお忙しい時期かと思いますが、ご予約のほどよ

ろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございました。次回も引き続きお願いいたします。最後に何か皆様からございますか。

部会員 市民後見人の育成が課題になっていますが、実務をある程度勉強した方が良いと思っています。例えば、NPO法人に半年間行くなど、実務で役立つような機会や経験を提供してあげるのが良いのではないかと思います。

部会長 ありがとうございます。本日の資料にもありましたように、市民後見人の養成研修は、かなりの時間をかけて丹念なものをご用意いただいているようですが、今のアイデアを取り入れられるようなことがあれば、ぜひご検討いただければと思います。

それでは、最後に副部会長からご挨拶をお願いいたします。

副部会長 私は先日、要介護5の方と一緒に富山のお墓参りに行ってきました。バルーンを付けている方なので、看護師常駐で往復介護タクシーだったのですが、ご本人が非常に頑張ってください、とても良い顔で帰ってきました。こういったことは、まさに後見人がいないとできなかつたことです。こちらですべて手配をしましたが、現地の特養でショートステイも引き受けていただき実現することができました。このような良いケースというのは、どんどん発信していきたいと思います。後見人がついたら、一生は終わりのような風潮がなきにしもあらずですが、実際に後見人も、ご本人に寄り添っておられる方はいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひとも皆さんに知っていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

部会長 ありがとうございます。これをもちまして本日の権利擁護部会は終了とさせていただきます。皆様ありがとうございました。